平成２７年（フ）第６３３号
熊本市東区長嶺南８丁目２番65号　フィアハイムⅢ106号
債務者　大坪　和志
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５０号
熊本市北区植木町伊知坊418番地13
債務者　森川　信幸
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５１号
熊本市北区植木町伊知坊418番地13
債務者　森川さやか
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４２号
北九州市小倉北区三萩野１丁目６番５号
債務者　福田　卯吉
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４３号
北九州市小倉北区三萩野１丁目６番５号
債務者　福田　京子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１号
青森県五所川原市松島町５丁目１番地　市営住宅23―２
債務者　工藤　里織
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
青森県弘前市大字安原２丁目２番地14　クラサンアシックスギャラント101
債務者　秋元　　覚
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第２６８号
青森県下北郡東通村大字蒲野沢字鹿橋道80番地１
債務者　澤田真奈美
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７号
青森市原別４丁目９番８号
債務者　笹原　和江
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２号
北海道室蘭市祝津町４丁目４番地４　道営アパートＣ―406号
債務者　丹野　憲之
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
北海道伊達市東有珠町140番地２
債務者　竹内　利子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
北海道伊達市東有珠町140番地２
債務者　竹内　功治
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第３号
北海道日高郡新ひだか町静内中野町２丁目12番９号
債務者　原田貴久恵
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第５号
福島県喜多方市関柴町平林字七百苅1140番地１、前住所福島県喜多方市字通船場15番地
債務者　奥村　龍也
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第９号
岡山県真庭市久世2339番地８
債務者　河山　幹夫
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第３０１号
香川県高松市高松町2374番地８　ハッピーライフビル201
債務者　芝原　和幸
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９号
香川県さぬき市志度1414番地３　ニューハイツホワイト202
債務者　森原　　太
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係